

志誠会 提出 修正案

伊勢市議会議員政治倫理条例 改正内容比較

	今回（令和2年9月4日）修正案	前回（令和2年7月6日）修正案
内容	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の趣旨の規定を尊重し、議員、その配偶者若しくは親族（1親等内の血族及び姻族をいう。）又はこれらの者が実質的に経営に携わる法人その他の団体は、市との工事等の請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならない。	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の趣旨に従い、議員の親族（1親等内の血族及び姻族並びに配偶者をいう。以下同じ。）若しくは議員自身が役員をしている企業、団体又は議員の親族若しくは議員自身が経営に携わっている個人商店の市との契約等に関し、一切の関与をしないこと。
附則	この条例は、令和3年11月27日から施行する。	この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、同日以降初めて選挙期日を告示される一般選挙において選出される伊勢市議会議員から適用する。

志誠会提案

	今回（令和2年11月26日）修正提案
内容	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員、その配偶者若しくは親族（1親等内の血族及び姻族をいう。）が経営する企業は、市との工事等の請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退に努めなければならない。
附則	この条例は、令和3年11月27日から施行する。